

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、法第 6 条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2 0 2 6 年（令和 8 年）1 0 月 2 3 日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ニチエー瀬戸店

所在地 福山市瀬戸町大字山北字宮ノ端 4 4 1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 9 時 00 分	午後 12 時 00 分	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No. (5-(1))	駐車可能時間帯
1	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(変更後)

駐車場No. (5-(1))	駐車可能時間帯
1	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

3 変更する年月日

2 0 2 6 年（令和 8 年）1 1 月 7 日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
名 称	代 表 者	
株式会社ニチエー	代表取締役 友田 聡	広島県福山市柳津町二丁目2番27号

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 039 m²

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収 容 台 数
1	店舗南側	50 台
	合 計	50 台

※整備台数 89 台の内 50 台を来客用届出台数とする。

②駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収 容 台 数
1	店舗南東側	23 台
	合 計	23 台

③荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	店舗北東側	72 m ²
2	店舗東側	18 m ²
	合 計	90 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	店舗北東側	5.6 m ³
2	店舗東側	13.2 m ³
	合 計	18.8 m ³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (5-(1))	出入口の数	位 置
1	4 箇所	出入口No.1：駐車場南側 出入口No.2：駐車場南東側 出入口No.3：駐車場南東側 出入口No.4：駐車場西側
合計	4 箇所	

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (5-(3))	荷さばき可能時間帯
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで
2	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで

5 届出年月日

2026年(令和8年)10月16日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1)縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2)縦覧期間

2026年(令和8年)10月23日から2027年(令和9年)2月23日まで

7 意見書の提出

(1)提出期限

2027年(令和9年)2月23日

(2)提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課